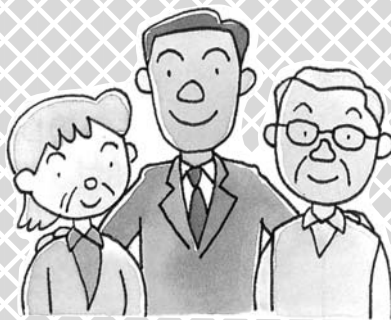


介護保険料の年金からの徴収について



65 歳以上の人の介護保険料は、原則として皆さんが受取る年金から天引きされて納めることとなっております。年金からの保険料納付については、次のように行います。

介護保険料の決まり方

65歳以上の人が納める介護保険料は、前年の所得金額と、今年町の町民税の課税区分(課税または非課税)によって決められます。

**4月、6月、8月
は仮徴収**

4月の段階では、今年の町民

税はまだ決まっておりません。

そのため4月支給の年金から徴収される介護保険料の額は、2月に徴収された保険料の額と同額としております。6月、8月も同様です。仮徴収の保険料のお知らせは今月送付します。

平成17年度分介護保険料の決定は7月にお知らせします

前年に比べて所得金額が大きく変わったり、町民税の課税区分が変わった場合、仮徴収した保険料の額と決定額とに差がでます。差額は10月以降の徴収額で調整します。保険料決定通知書は7月に送付されます。

納付書で納める方

65歳に達した方、遺族年金、障害者年金などは、年金からの保険料徴収ができませんので、納付書により納めていただきます。納付書は、保険料決定通知書とともに7月に送付されます。口座振替による納付もできません(納付書納付の方に限ります)。利用できる金融機関は、道銀洞爺支店、伊達信金虻田支店・洞爺温泉支店、とうや湖農協です。手続きは役場窓口でお願いします。

問合せは：介護医療係まで

(直通 ☎ 74-3001)



介護保険事業計画策定委員を募集します！

介護保険制度が施行され6年目をむかえ、町では本年4月より現行の介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の見直しを行います。

介護保険事業計画では平成18年度から平成20年度(3カ年)の介護保険料策定の基礎とし、また、老人保健福祉計画では今後の保健福祉サービスの推進について、平成17年度中に町民の意向や十分な論議のもとに、平成18年度から新たな計画を作成するため、虻田町介護保険事業計画策定委員会(定員：10名)において、40歳以上の被保険者から5名を公募することとしました。

是非ご応募ください。

- 応募委員数 5名
- 応募資格 40歳以上の町民の方
- 応募方法 虻田町役場住民福祉課窓口及び温泉支所に応募申込書を用意しますので、担当まで提出願います。(ご希望される方は、応募申込書を郵送致します。)
- 応募期間 平成17年4月11日～22日まで

- その他 (1)応募者多数の場合は抽選とします。
(2)委員会開催回数・時間については、年5回、午後6時から2時間程度を予定しています。
- 担当 住民福祉課介護医療係直通 ☎ 74-3001

